

保険金をお支払いできない主な場合

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--|--|
| 損害保険金 費用保険金（事故時諸費用保険金・地震火災費用保険金・失火見舞費用保険金・ドアロック交換費用保険金） | <p>次のいずれかに該当する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失または法令違反によって発生した損害 ● 保険金を受け取るべき方またはその方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって発生した損害 ● 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された方の故意によって発生した損害 ● 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害* ● 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外視上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害** ● 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ● 置き忘れまたは紛失による損害 ● 保険の対象が借戸室が所在する敷地外にある間に発生した事故による損害 等 <p>破損、汚損等の事故については、上記の損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、損害保険金を支払わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公権力の行使によって発生した損害 ● 加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害 ● 電氣的・機械的事故によって発生した損害 ● 詐欺または横領によって発生した損害 ● 土地の沈下、隆起、振動等によって発生した損害 ● 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害 ● 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ● 保険の対象である液体の流出または混合による損害 ● 右記の家財に発生した損害 等 <p>○ 船舶、航空機、無人機・ラジコン、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品、眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具 等</p> |
| 借戸室修理費用等保険金 借家人賠償責任保険金共通 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公権力の行使によって発生した損害 ● 自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によって発生した損害 ● 借戸室の欠陥によって発生した損害 ● 被保険者と同居の親族または借戸室の使用もしくは管理を委託された方の故意によって発生した損害 ● 借戸室の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外視上の損傷または汚損（落書きを含む。）であって、借戸室の機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 借戸室の使用により不可避的に発生した汚損、すり傷、かき傷等の損害 ● 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 等 |
| 借戸室修理費用等保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって発生した損害 ● 借戸室に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によって発生した損害 ● 借戸室の主要構造部や借戸室居住者の共同利用部分に発生した損害 等 ● 電氣的・機械的事故によって発生した損害 ● 詐欺または横領によって発生した借戸室の損害 ● 土地の沈下、隆起、振動等によって発生した損害 ● 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害 |
| 借家人賠償責任保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ● 被保険者の心神喪失または指図によって発生した借戸室の損害 ● 改築、増築、取壊し等の工事によって発生した損害 ● 貸主との特別の約定によって加重された損害賠償責任 |
| 個人賠償責任保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ● 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ● 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任 ● 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ● 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 等 |

* 保険金のお支払いできない場合の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

お問合せ先（取扱代理店）

三井不動産レジデンシャルリース株式会社 保険課
東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
0120-312-690（無料）
（平日10：00～17：00 土・日・祝祭日休み）

引受少額短期保険会社

三井不動産グループ
Resident Insurance
レジデントインシュアランス少額短期保険株式会社
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 大手町宝栄ビル502
<https://mfhl.mitsui-chintai.co.jp/>

三井不動産グループ

Resident Insurance

レジデントインシュアランス少額短期保険株式会社

このリーフレットは各補償内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「普通保険約款および特約」をご参照ください。

賃貸住宅入居者総合保険

事故受付
専用ダイヤル



事故が起きた際のお問い合わせ

事故受付センター：0120-029-321

受付時間：24時間 365日

お客さま
専用ダイヤル



保険商品に関するご質問やお申込手続きについてのお問い合わせ

カスタマーセンター：0120-950-673

受付時間：9：30～17：30（土日祝日年末年始を除く）

家財保険金額の決め方（契約タイプの選択）

ご契約にあたっては、年齢や家族構成の目安に基づいて、家財保険金額 200万円から1,000万円の間で契約タイプをご選択いただけます。

家財補償につきましては、家財保険金額が補償の上限となり、実際に所有する家財の再取得価額に不足していると、万一の場合に十分な補償が受けられない可能性がありますので、所有する家財の再取得価額をご確認ください。

| NO | 目安 | | 家財保険金額（万円） | その他主な補償 | 保険料（円） 保険期間 1年 |
|----|-----|---------|------------|---|-------------------|
| | 年齢 | 家族構成 | | | |
| ① | 20代 | 単身 | 200 | "借家人賠償・個人賠償 1,000万円 修理費用 300万円 破損、汚損等の場合免責 1万円" | 7,700 |
| ② | 30代 | 単身 | 300 | | 8,200 |
| ③ | 40代 | 単身 | 400 | | 8,700 |
| ④ | 20代 | 夫婦のみ | 500 | | 9,100 |
| ⑤ | 20代 | 夫婦+子供1人 | 600 | | 9,600 |
| | | 夫婦+子供2人 | 700 | | 10,100 |
| ⑦ | 30代 | 夫婦のみ | 800 | | 10,500 |
| | | 夫婦+子供3人 | | | |
| | | 夫婦+子供1人 | | | |
| ⑧ | 40代 | 夫婦のみ | 900 | 11,000 | |
| | | 夫婦+子供2人 | | | |
| | | 夫婦+子供1人 | | | |
| ⑨ | 30代 | 夫婦+子供3人 | 1,000 | 11,500 | |
| | | 夫婦+子供2人 | | | |
| | 40代 | 夫婦+子供3人 | | | |

保険期間の途中で保険契約を解約される場合、次の計算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注1)} = (\text{保険料} - \text{弊社の定める契約初期費用 (1,000円)}) \times \text{保険期間 (日数)}^{(注2)} - \text{保険期間開始日}^{(注3)} \text{ から解約日までの日数}$$

保険期間（日数）

(注1)
10円未満を四捨五入し、10円単位とします。
(注2)
365に保険期間年数（1または2）を乗じた日数とします。
(注3)
更新契約の場合は、更新契約の保険期間開始日（更新日）をいいます。

賃貸住宅のご入居者様の大切な家財や賠償責任などを

3つの補償で幅広くサポートします。

本商品は、賃貸住宅にお住まいの方を対象として、事故により所有する家財に損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき賃貸住宅の修理費用等を負担した場合、偶然な事故により賃貸住宅の貸主に対して損害賠償責任を負担した場合および日常生活において他人に対して損害賠償責任を負担した場合等、幅広く補償する保険です。

1 家財の補償

家財に損害が生じた場合の損害額（※再調達価額）
※「再調達価額」とは損害のあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。

同居人の家財も補償

親族のほか、賃貸借契約上の同居人^(注)の家財についても補償の対象となります。

(注) 保険申し込んだ建物または住戸室の賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。ただし、法人を除きます。



失火やもらい火による**火災**、**落雷**
ガス爆発などの**破裂・爆発**



風災、**雹災**、**雪災**
による破損



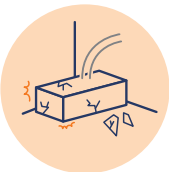
台風や集中豪雨に伴う
川の氾濫などによる**水災**



給排水設備に発生した
事故などによる**水ぬれ**



家財や現金などの
盗難



不注意などによる**破損**、**汚損等**
免責金額(自己負担額)1万円

3 賠償責任の補償

大家さんへの賠償責任
および第三者への賠償責任 1,000万円

借家人賠償責任の補償

火災・爆発・水漏れなどの不測かつ突発的な事故により借用戸室を損壊させてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合

(注) 破損、汚損の場合：免責金額(自己負担額) 1万円

※1回の事故に対して支払う賠償責任補償の保険金の限度額は、

借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。



2 費用の補償

賃貸借契約に基づき 修理した費用
その他サポートする費用



借用戸室修理費用等保険金

例) 泥棒が入って割られた窓ガラスを貸主との契約に基づき、自己の費用で修理した。

不測かつ突発的な事故によって借用戸室に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合（法律上の損害賠償責任を負担する場合等を除きます。）の修理費用をお支払いします。

お支払いする保険金の額

● 修理費用の実費^(注)(1回の事故につき300万円が限度) (注) 破損、汚損等の場合：修理費用の実費 - 免責金額(自己負担額)1万円

■ 死亡による修理費用

借用戸室内における被保険者の死亡により生じた、借用戸室の修理、清掃または消臭・消毒費用

■ 遺品整理費用

被保険者が死亡したことにより、借用戸室の賃貸借契約等が終了する場合における遺品整理費用

お支払いする保険金の額

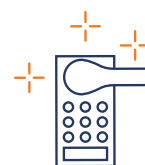
● 1回の事故につき上記損害を合計して100万円が限度

ドアロック交換費用保険金

日本国内において保険申し込んだ借用戸室のドアのカギが盗まれ、ドアロックを交換した場合にお支払いします。

お支払いする保険金の額

● ドアロックの交換費用の実費
(1回の事故につき3万円が限度)



失火見舞費用保険金

借用戸室から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の建物やその収容動産に損害が発生した場合に、支出した見舞金等の費用をお支払いします。

お支払いする保険金の額

● 支出した見舞金等の費用の実費
(1被災世帯あたり30万円が限度。1回の事故につき「損害保険金×30%」が限度)



事故時諸費用保険金

損害保険金を支払われるべき場合に、事故の際に必要な諸費用をお支払いします。

お支払いする保険金の額

● 損害保険金×30%
(1回の事故につき、100万円が限度)



地震火災費用保険金 地震保険ではございません。

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、家財が全焼またはその家財を収容する建物が半焼以上なった場合にお支払いします。

お支払いする保険金の額

● 家財保険金額×5%



個人賠償責任の補償

次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負う場合

①借用戸室の使用または管理に起因する事故

②被保険者の日常生活に起因する事故 被保険者：保険の補償を受けられる方

